

神奈川県高校生等奨学給付金について

授業料以外の教育に必要な経費に充てることができる、返還の必要がない給付金制度です。

◆申請することができる方

- ・保護者（親権者）全員の「市町村民税所得割額」が非課税である世帯の方
 - ・生活保護（正業扶助）を受給している世帯の方
- 詳細は6月頃、別途ご案内します。